（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和７年６月３日作成）

法　令　名	地域再生法
根拠条項	第十七条の二第三項
許認可等の種類	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定
法令の定め	（第十七条の二第三項） 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一　認定地域再生計画に適合するものであること。 二　特定業務施設において常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものであること。 三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
審査基準	地方活力向上地域等特定施設整備計画の運用に関するガイドライン
標準処理期間	総　期　間　　１月 経由機関　　－月 協議機関　　－月 処分機関　　－月
処分担当課	経済部産業振興局産業振興課立地推進係（電話番号：011-204-5328）
申　請　先	同上
問い合わせ先	同上
備　　考	（公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/tihoukyotennkyoukazeisei.html）